

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2 当会社の課題

近年増加しつつある女性職員の定着率向上に向けた取組が不可欠である。

3 目標、取組内容及び実施時期

目標 1 (職業生活に関する機会の提供に関する目標)

キャリアデザイン研修(仮称)の内容を刷新し、受講率を100%にする。

<取組内容等>

令和3年4月～ キャリアデザイン研修の内容・実施時期等の検討
令和3年10月～ 適切な時期に実施
令和4年4月～ 受講状況を踏まえ、定期的に見直しを実施する。

目標 2 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

女性職員の平均勤続年数を、10年以上にする。

<取組内容等>

令和3年4月～ 出産・育児・介護等に関する制度について、社内ハンドブック(仮称)
の作成を開始
令和4年4月～ 社内ハンドブックの周知・職員への配布
令和5年4月～ 制度の利用状況を踏まえ、定期的に見直しを実施する。

目標 3 (次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

不妊治療と仕事の両立が可能な休暇制度の整備を実施する。

<取組内容等>

令和3年4月～ 男女共に利用可能な不妊症・不育症に係る休暇制度の整備を実施する。
令和4年1月～ 制度の社内周知を行う。
令和4年4月～ 制度の利用状況を踏まえ、定期的に見直しを実施する。